

多発する浸水被害への対応を図るため、想定し得る最大規模の洪水・いわゆる内水^{※1)}・高潮に係る浸水想定区域制度への拡充、雨水貯留施設に係る管理協定制度の創設等の措置を講ずるほか、下水道管理をより適切なものとするため、下水道の維持修繕基準の創設等所要の措置を講ずる。

※1) 内水…公共の水域等に雨水を排水できないことによる出水。

背景・必要性

- 近年、洪水のほか、内水・高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発
- 都市における浸水被害の軽減のため、下水道整備のみでは対応が困難な地域における民間の協力等が必要
- 今後、老朽化した下水道施設が増加する一方で、地方公共団体での執行体制の脆弱化が進む中、予防保全を中心とした戦略的維持管理・更新により、下水道機能を持続的に確保することが必要
- エネルギー基本計画等を踏まえ、再生可能エネルギーの活用促進が必要



平成25年8月大阪市梅田駅周辺での浸水

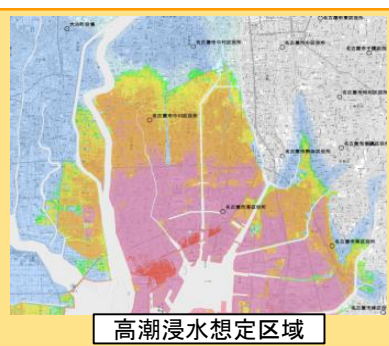
改正案の概要

※ 多発する浸水被害への対応を図るため、ハード・ソフト両面からの対策を推進する。

想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮への対策 [ソフト対策]

- 現行の洪水に係る浸水想定区域^{※2)}について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充
- 新たに、内水及び高潮に係る浸水想定区域制度を設け想定し得る最大規模の降雨・高潮を前提とした区域を公表

※2) 浸水想定区域…市町村地域防災計画に洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難経路等が定められ、ハザードマップにより、当該事項が住民等に周知されるとともに、地下街等の所有者等が避難確保等計画を定めること等により、避難確保等が図られる。

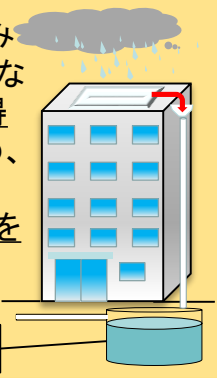


高潮浸水想定区域

比較的発生頻度の高い内水に対する地域の状況に応じた浸水対策 [ハード対策]

官民連携による浸水対策の推進

- 都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な地域において、民間の協力を得つつ、浸水対策を推進するため、「浸水被害対策区域」を指定し、民間の設置する雨水貯留施設を下水道管理者が協定に基づき管理する制度等を創設



雨水排除に特化した公共下水道の導入

- 汚水処理区域の見直しに伴い、下水道による汚水処理を行わないこととした地域において、雨水排除に特化した下水道(雨水公共下水道) 雨水排除に特化した下水道整備を可能とするよう措置



豪雨による浸水発生 見直し後の下水道(汚水・雨水)の区域

持続的な機能確保のための下水道管理

下水道の維持修繕基準の創設

- 下水道の維持修繕基準を創設するとともに、事業計画の記載事項として点検の方法・頻度を追加

地方公共団体への支援の強化

- 下水道管理の広域化・共同化を促進するための協議会制度を創設(構成員は協議結果を尊重)
- 地方公共団体の要請に基づき、日本下水道事業団が、高度な技術力を要する管渠の更新等や管渠の維持管理をできるよう措置、併せて代行制度を導入

再生可能エネルギーの活用促進

- 下水道の暗渠内に民間事業者による熱交換器の設置を可能とする規制緩和を実施

下水熱利用に関する規制緩和について

- 現在の下水道法では、**下水管路(暗渠)内に下水道管理者以外が熱交換器等の設備を設置することは禁止**されている。
- しかしながら、下水管路から採熱する技術が開発されている状況に鑑み、下水熱利用の機会を増大させ低炭素社会の構築に貢献するため、**熱交換器等の設置を可能にする規制緩和**を予定。

【下水管路における下水熱利用に関する現状の法制度】

下水道管理者による管路内設置	民間事業者等による取水	民間事業者等による管路内設置
○	○	×
下水道管理者が下水管路に熱交換器等を設置することについては、施設の管理行為の範囲内であり、維持管理への影響を考慮しなければならないものの、設置の可否は下水道管理者の判断に委ねられている。	「都市再生特別措置法」「都市の低炭素化の促進に関する法律」による特例措置で、各計画に基づき、未処理下水を取水しての下水熱利用が可能。	下水管路(地下に埋設されている管)に対し、民間事業者等が熱交換器等を設置することは、下水道法によって禁止されている。

【設置施設の要件】 以下のようなものが想定される

- 下水の排除及び管理上**支障のない箇所**に設置すること。
- 管渠に対する**占有断面積**が下水の排除及び管理上支障のないものであること。
- 耐久性、耐水性、耐腐蝕性**を有すること。
- 砂、土、汚泥等の堆積**することにより下水の排除に支障がないこと。
- 地震対策のため可撓継手の設置等**がなされていること。
- 高温**にならないこと。